○財務省令第九号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）の施行に伴い、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月五日

財務大臣　麻生　太郎

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の提出に関する省令（平成二十年財務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項」を「関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第十四条第一項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

○財務省令第十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月五日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第五項第一号イ中「第四十二条の六第三項第一号」の下に「又は第三号」を加え、「同号イ」を「同項第一号イ若しくは第三号イ」に、「同号ロ」を「同項第一号ロ若しくは第三号ロ」に、「当該株式」を「これらの株式」に改め、同号ロ中「第四十二条の六第三項第二号」の下に「又は第四号」を加え、「同号」を「同項第二号又は第四号」に、「当該株式」を「これらの株式」に改め、同項第二号中「第四十二条の六第三項第一号イ」の下に「又は第三号イ」を加え、「同号の金融機関又は銀行持株会社等」を「同項第一号の金融機関若しくは銀行持株会社等又は同項第三号の金融機関等」に、「当該金融機関又は銀行持株会社等」を「当該金融機関若しくは銀行持株会社等又は金融機関等」に、「当該株式の」を「これらの株式の」に改める。

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

○財務省令第十一号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十五条第二項及び附則第十五条の二第三項の規定に基づき、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月五日

財務大臣　麻生　太郎

承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の一部を改正する省令

承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成十年大蔵省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行」を「承継銀行等」に改める。

本則中「営業」を「事業」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等が、その受ける法第百二十六条の三十七において読み替えて準用する法第百三十五条第二項に規定する不動産に関する権利の移転の登記につき同項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前項中「同項の被管理金融機関の事業の譲受け等」とあるのは、「法第百二十六条の三十四第一項の特別監視金融機関等の同項に規定する特定事業譲受け等」と読み替えるものとする。

附則第三項中「本則に」を「本則第一項に」に、「本則の」を「同項の」に改め、附則に次の一項を加える。

4　法附則第十五条の二第三項の規定により同項に規定する特定承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行については、本則第二項に規定する特定承継金融機関等とみなして、同項の規定を適用する。

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

○経済産業省令第九号

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十二号）の施行に伴い、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月五日

経済産業大臣　茂木　敏充

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令（平成二十年経済産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月二十九日」を「平成三十一年三月四日」に改める。

附　則

この省令は、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第十五号

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第五条第四項の規定に基づき、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件（平成六年大蔵省告示第七十号）及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件（平成六年大蔵省告示第七十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月六日から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官　畑中龍太郎

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件の一部改正）

第一条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件の一部を次のように改正する。

前文中「第四条第四項」を「第五条第四項」に改める。

本則中「第四条第四項」を「第五条第四項」に改め、本則に次のただし書を加える。

ただし、信用協同組合が発行する優先出資であって、その引受けに係る取得優先出資等（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第二十五条第一項に規定する取得優先出資等のうち、協同組織中央金融機関（同法第二条第七項に規定する協同組織中央金融機関をいう。以下同じ。）が引き受けた優先出資に限る。）のみを信託する信託の受益権の同法第二十八条第一項の規定による買取りを行うべき旨の決定を預金保険機構と当該協同組織中央機関が受けたものについては、当該優先出資の発行価額を額面金額で除して得た値に百分の八を乗じて得た率とする。